

日薬業発第 284 号
令和 7 年 10 月 28 日

都道府県薬剤師会担当役員 殿

日本薬剤師会
副会長 萩野 構一

水銀血圧計等の回収促進に向けた周知への御協力について（依頼）

標記について、環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制担当参事官室より別添のとおり事務連絡がありましたのでお知らせいたします。

水銀廃棄物については、平成 29 年 8 月に水銀に関する水俣条約が発効し、環境上適正な方法で管理することが規定されました。環境省では、平成 26 年度より医療機関等における水銀血圧計等の回収を支援する事業を実施しており、本会では都道府県薬剤師会および地域薬剤師会のご協力の下、水銀血圧計等の回収に協力し、これまで多くの実績を挙げました。

本年度も環境省では回収促進を図っており、水銀血圧計等の回収全般に関する問合せ窓口を設置しております。

つきましては、貴会での取組み等についてご高配を賜りますとともに、本年度中に回収事業等をご検討又は実施中の場合には、問合せ窓口をご活用いただきますようお願いいたします。

事務連絡
令和7年10月22日

公益社団法人日本薬剤師会 御中

環境省環境再生・資源循環局
廃棄物規制担当参事官室

水銀血圧計等の回収促進に向けた周知への御協力について（依頼）

平素より、産業廃棄物行政に御協力いただき厚くお礼申し上げます。

平成29年8月に水銀に関する水俣条約が発効し、水銀の供給、使用、排出、廃棄等の各段階で総合的な対策に取り組むことにより、水銀の人為的な排出を削減し、地球的規模の水銀汚染の防止を目指すこととしており、廃棄の段階においては、水銀廃棄物を環境上適正な方法で管理することとされています。

環境省では、水銀血圧計等の回収促進を図るため、平成26年度より医療機関等における水銀血圧計等の回収を支援するための事業を実施しており、今年度も引き続き、水銀血圧計等の回収促進を図っています。

つきましては、水銀血圧計等の回収促進について、別添資料をお送りしますので、貴会会員に御周知くださいますようお願いします。

なお、本通知に関する問合せ及び水銀血圧計等の回収全般に関する問合せについては、下記のとおり環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制担当参事官室コールセンターに御連絡くださるようお願いします。

御理解、御協力の程よろしくお願いします。

記

○ 問合せ先

環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制担当参事官室コールセンター

電話：050-2030-2911

対応期間：令和8年3月31日まで

平日の午前9時30分から午後6時15分

（ただし、12時から13時、令和7年12月29日～令和8年1月2日を除く。）

※ 環境省は、水銀血圧計等（廃棄物）の回収・処分を請け負うものではありませんので、御留意ください。

以上

水銀血圧計等の回収促進に関する 環境省の取組

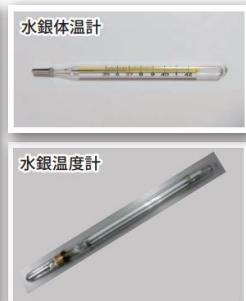
環境省では、国内において水俣条約に基づく取組の実効性を担保するため、医療機関等に退蔵されている水銀血圧計等の回収促進を図る取組を実施しています。

はじめに

平成25年10月に、熊本市・水俣市で開催された外交会議において「水銀に関する水俣条約」が採択・署名されました。

ポイント

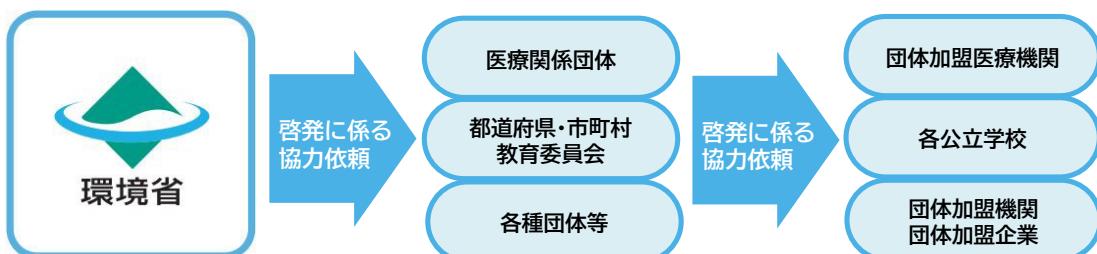
- 水銀の供給、使用、排出、廃棄等の各段階で総合的な対策に取り組むことにより水銀の人為的な排出を削減し、地球的大規模の水銀汚染の防止を目指すもの。
- 廃棄の段階では、環境上適正な方法で水銀廃棄物を管理。
- 現在使用・保管されている水銀血圧計等は、液体の金属水銀を含有していることから、その取扱いには注意が必要。
- 将来的な不適正処理(災害時の紛失等を含む)のリスクを低減するため、短期的に集中的に回収・処分していく事が望ましいとされている。



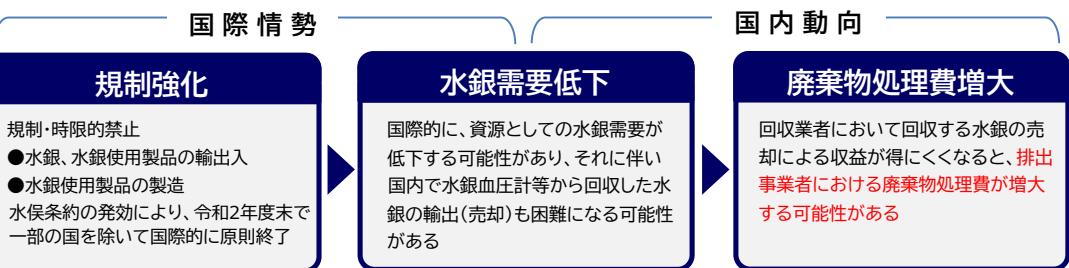
※封入されている液体が赤色の温度計には、水銀は含まれておりません。

環境省の取組について(啓発事業)

環境省では、医療機関、都道府県、市町村、教育機関などに退蔵されている水銀血圧計等の集中的な回収を促進するため、関係機関に対し啓発を行っています。



【参考】国際情勢と国内動向による水銀使用製品廃棄物の処理費増大イメージ



環境省の取組について(その他)

環境省では、啓発事業のほか、以下のような取組も行っています。

回収マニュアル	医療機関等に退蔵されている水銀血圧計等回収マニュアルを策定
アンケート調査	医師会、教育委員会、私立学校に対して廃棄量等のアンケートを実施
リーフレット・事例集作成	教育委員会向けのリーフレットと事例集を作成して啓発を実施

水銀血圧計等の適正処理にご協力ください！

事業で使用した水銀血圧計等は、「水銀使用製品産業廃棄物」となります。
排出した事業者は、適正に処理をしなければなりません。

廃棄物処理法では「水銀若しくはその化合物が使用されている製品が産業廃棄物となったものであって、環境省令で定めるもの」が水銀使用製品産業廃棄物と定義されています。

事業活動に伴い医療機関等から発生する水銀血圧計や水銀温度計、水銀体温計などは、水銀使用製品産業廃棄物に分類されています。



事業で使用した水銀血圧計等の処理については、都道府県や政令市の産業廃棄物担当課へお問い合わせください。

収集運搬業者・処分業者については、産廃情報ネットの「さんぱいくん」(処理業者検索サイト)や「優良さんぱいナビ」(優良認定業者検索サイト)などを活用し、選定することができます。



参考

環境省では、今後水銀使用製品の廃棄を行っていく事業者の参考になるよう、「水銀廃棄物関係」の情報をまとめています。詳しくは公表Webページをご覧ください。

【本リーフレットについてのお問合せ先】



環境再生・資源循環局
廃棄物規制担当参事官室

(コールセンター)

TEL 050-2030-2911

(平日の午前9時30分から午後6時15分)

ただし、12時から13時及び以下の日にちを除きます。

令和7年12月29日(月)～令和8年1月2日(金)

令和7年8月発行